

中小企業信用保険法第2条第5項第7号
要件確認書

令和 年 月 日

1 現在の金融機関からの借入金残高（ 年 月 日時点）

指定金融機関名	借入金残高
合 計	A :
上記以外の金融機関名	借入金残高
合 計	A' :
(A + A')	B :

2 1の前年同期（ 年 月）における借入金残高

指定金融機関名	借入金残高
合 計	C :
上記以外の金融機関名	借入金残高
合 計	C' :
(C + C')	D :

上記のとおり相違ありません。

事業所名

代表者名

電話番号

()

印

(留意事項)

①ここでいう「金融機関」とは、次のものを指す。

銀行、(株)商工組合中央金庫、(株)日本政策投資銀行、信用金庫及び信用金庫連合会、労働金庫及び労働金庫連合会、信用協同組合及び信用協同組合連合会、農業協同組合及び農業協同組合連合会、漁業協同組合及び漁業協同組合連合会、農林中央金庫、保険会社、信託会社、(株)日本政策金融公庫、(株)国際協力銀行及び沖縄振興開発金融公庫

②前年同期について

前年同期について、直近の残高証明書の発行日と同月同日が最も望ましいが、前後1か月内の月日でも差し支えない。